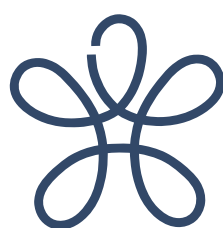


大学院法学研究科 履修要項

2026

令和 8 年度



近畿大学

大学院履修要項

目 次

令和8年度 近畿大学学年暦	1
近畿大学および法学研究科における人材育成に関する目的等	2
法学研究科の三つのポリシー	3
I 大学院の学習について	6
1. 履修方法・授業科目・担当教員・主要講義項目・研究内容	6
(1) 法律学専攻 博士前期課程	6
(2) 法律学専攻 博士後期課程	8
2. 学位取得・課程修了に至るまでの指導の方法について	10
3. 授業時間について	11
4. 履修登録について	11
5. 履修科目の単位認定について	11
6. 成績について	11
7. 課程の修了について	11
II 博士前期課程より博士後期課程に進む場合について	12
III 学籍関係の概略	12
1. 学籍番号	12
2. 身上異動届について	12
3. 退学・休学・再入学・除籍・復学について	12
IV 学位論文の作成について	12
V 資格取得	16
VI 取得できる教育職員免許状の種類と履修方法（法学研究科博士前期課程）	16
VII 奨学金・教育ローンについて	17

令和8年度 近畿大学学年暦（大学院）

4月 1日(水)	令和8年度 年度始め
	入学式 (東大阪キャンパス・農学研究科・医学研究科・生物理工学研究科)
4月 2日(木)	システム工学研究科入学式
4月 3日(金)	産業理工学研究科入学式
4月 1日(水)～ 3日(金)	オリエンテーション
4月 上旬	令和8年度 履修指導および履修登録 ※履修登録期間は各研究科毎に設定
4月 6日(月)	前期授業開始
7月 4日(土)	令和9年度 博士前期・修士課程 学内推薦入学選考
7月27日(月)～ 8月 4日(火)	前期定期試験
8月 4日(火)	前期授業終了
8月 5日(水)～ 9月13日(日)	夏期休暇
9月14日(月)	後期授業開始
9月12日(土)	令和9年度 博士前期・修士課程 入学選考 令和9年度 博士後期・博士課程 入学選考 (法学・経済学・医学研究科を除く研究科実施)
11月 1日(日)～ 4日(水)	大学祭（休講）
11月 5日(木)	創立記念日
12月23日(水)	授業終了
12月24日(木)～ 1月 7日(木)	冬期休暇
1月 8日(金)	授業再開
1月 9日(土)	令和9年度 博士課程 入学選考 (薬学研究科薬学専攻・医学研究科のみ実施)
2月20日(土)	令和9年度 博士前期・修士課程 入学選考 令和9年度 博士後期・博士課程 入学選考
1月28日(木)～ 2月 6日(金)	後期定期試験
3月18日(木)	学位記授与式（東大阪キャンパス）
3月31日(水)	令和8年度 年度終了

行事等の予定は変更されることがあります。

近畿大学および法学研究科における人材育成に関する目的等

【近畿大学学園の「建学の精神」と「教育の目的」】

近畿大学学園は、「実学教育と人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育の目的として掲げています。

この建学の精神と教育の目的に基づいて、「広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問すなわち実学の発展に貢献することのできる人材を育成」して、社会に送り出すことに全力で取り組んでいます。

本学の各学部・大学院及び各学校は、それぞれの人材育成目標に沿って、特色あるカリキュラムを用意し、充実した教授陣が、質の高い教育を提供しています。

学生の皆さんには、上記の建学精神と教育の目的を理解していただき、本学園で、本当に優れた友人・先輩・教員や夢中になれる学問に出会い、美しいものに打たれ、豊かな教養と専門的知識を身につけ、各人固有の才能を見出し、自分に最もふさわしい将来設計をされることを願っています。

【法学研究科の教育・研究の目的について】

現代の法学及び政治学の分野においては、その根底に横たわる重要問題や最先端の内容を教授・研究し、幅広い基盤的な専門知識・考え方を修得するとともに、各研究分野における応用力を身につけ、国際社会、国家または地域社会の発展に向けて、実際に指導的な役割を果たし得る多種多様な専門家を養成が望まれます。

そこで法学研究科では、近畿大学の教育目標のもと、法学及び政治学の各分野における高度な専門能力を養成し、現代社会の法的政治的諸問題を解決していくための専門的な活動を行うことができる能力を涵養することを目的として、密度の高い内容のカリキュラムを組んでいます。このカリキュラムでは、専攻分野の学識を深め、さらに各分野の学識を、理論的・実証的研究によって深める研究活動を可能にします。そして、養成された人材は、法学及び政治学の各分野において専攻する分野における自立した研究者として、または社会及び時代のニーズに適合した高度の専門性を必要とする職業人（実務家）や、次世代の法学教育を担う人材として活躍することが期待されます。

法学研究科の三つのポリシー

<ディプロマポリシー（学位授与の方針）>

博士前期課程

法学研究科は近畿大学の教育目標のもと、社会の持続的な発展に寄与し得る、豊かな教養と深い学識を有し、強い責任感と高い倫理性を持って現代社会の法的政治的諸問題を解決していくための専門的な活動を行うことができる者の育成を目指し、次に掲げる水準に達したと認められる者に対して修了を認定し、修士（法学）の学位を授与します。

1. [問題解決能力] 豊かな教養と法学・政治学の専門知識に基づき、法を解釈・適用する能力や政策を検討する能力を身につけ、現代社会の法的政治的諸問題について解決案を提示できること。
2. [基礎的な論文作成能力] 自由な発想に基づき学術的に有意義な課題を自ら設定でき、法学・政治学に関する文献等の十分な調査・読解能力を有し、論文の書き方についての基本的知識を踏まえて実践できること。
3. [専門的知見の社会への還元] 高度専門職業人として多種多様な人と協働し、法学・政治学の専門的知見を活かして社会において指導的役割を果たすとともに、自らの知識・経験を広く地球市民社会に還元する能力を有していること。
4. [研究倫理] 研究に対して責任感と倫理性を有するとともに、著作権等にかかる法令を遵守し人権に配慮して研究を行えること。

以上の資質・能力を有するとともに、法学研究科博士前期課程に原則として2年以上在学し、教育方針に沿って設定した科目を履修した上で、所定の単位を修得し、かつ、修士論文の審査及び所定の試験に合格した者に修士（法学）の学位を授与します。なお、学位論文審査においては別途審査基準（ルーブリック）を設け、履修要項等に明示しています。

博士後期課程

法学研究科は近畿大学の教育目標のもと、社会の持続的な発展に寄与し得る、豊かな教養と深い学識を有し、強い責任感と高い倫理性を持って現代社会の法的政治的諸問題を解決していくための高度に専門的な活動を行うことができる者の育成を目指し、次に掲げる水準に達したと認められる者に対して修了を認定し、博士（法学）の学位を授与します。

1. [専門職としての問題解決能力] 経験科学の学識を踏まえて社会の現状を的確に把握して問題を発見し、法学及び政治学等の専門知識に基づいて原因を根本に立ち返って分析し、長期的構造的視点をもって将来の見通しを立てた上で、法を解釈・適用する能力または政策立案能力を発揮して問題の解決案を提示できること。
2. [研究遂行能力] 国内外の法学及び政治学に関する学術論文等を正確に読解して先行研究の的確な把握を行った上で、自ら独創性・新規性のある課題を設定でき、その調査・研究を行うために最も適切な方法を選択し、計画性をもって研究を遂行することができる能力を有していること。
3. [論文作成能力] 研究成果を論文として公表して学術的な貢献をなすことができること、また論文の書き方についても習熟していること。
4. [研究評価能力] 専門分野における最新の知見を獲得し、現在行われている様々な研究手法を理解し、その研究手法の限界を知るとともに、専門分野の検証をなし、あるいは結果を効果的に説明し、もって他の研究成果を的確に評価できる能力を有していること。
5. [専門職としての社会貢献] 高度専門職業人として豊かな教養と深い学識・国際性を備え、常に広い視野・自由な発想・批判的精神を発揮できるように自らを律するとともに、多種多様な交流を通じて法及び政治・行政にかかわる実務の発展に寄与する能力を有していること。
6. [研究倫理] 研究に対して強い責任感と高い倫理性を有するとともに、著作権等にかかる法令を

遵守し人権に配慮して研究を行えること。

以上の資質・能力を有するとともに、法学研究科博士後期課程に3年以上在学し、教育方針に沿って設定した科目を履修した上で、所定の単位を修得し、かつ、博士論文の審査及び所定の試験に合格した者に博士（法学）の学位を授与します。なお、学位論文審査においては別途審査基準（ルーブリック）を設け、履修要項等に明示しています。

<カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）>

博士前期課程

法学研究科は近畿大学の教育目標のもと、博士前期課程のディプロマポリシーに基づき、法学及び政治学の各分野における高度な専門能力を養成し、現代社会の法的政治的諸問題を解決していくための専門的な活動を行うことができる能力を涵養することを目的として、別に定める履修モデルに基づき密度の高い内容のカリキュラムを組んでいます。博士前期課程のカリキュラムは、次のような方針のもとに編成しています。

1. 学部等における学修の成果を基礎として、現代社会における専門家の養成に対応できるように、「研究倫理」、基礎的な方法論（「リーガル・リサーチ」や「方法論」科目群）、基盤的な専門知識（「特論」科目群）や先端的な専門知識（「研究」科目群）及び関連する実務的専門知識（「特別講義」科目群）を修得させること。
2. 専修する分野に「演習」を設け、修士論文の作成に関して、専修分野の教員（指導教員）が個別的な指導を行うこと。また副指導教員を置き、複数の教員による指導体制をもって学生の学修を支援すること。このような修士論文の作成指導を通じて、専修分野における卓越した研究能力を涵養するとともに責任感と倫理性を具えた研究ができるように育てること。
3. 「演習」はもちろんのこと、すべての授業において徹底した少人数教育が実施できるような教育課程を編成すること。
4. 本学が総合大学であることのメリットを活かし、他研究科と協同して各研究科を横断する「教育プログラム」を設け、法学の隣接分野をはじめ自然科学分野に至るまで幅広い科目を履修できるようにし、広い視野を持った高度専門職業人の育成をすること。

以上のカリキュラムポリシーとディプロマポリシーに学修成果として定めた資質・能力との関連は、別紙カリキュラムマップで示しています。

博士後期課程

法学研究科は近畿大学の教育目標のもと、博士後期課程のディプロマポリシーに基づき、法学及び政治学の各分野における高度な専門能力を養成し、自立して研究活動を行うことができる能力を涵養することを目的として、密度の高い内容のカリキュラムを組んでいます。博士後期課程のカリキュラムは、次のような方針のもとに編成しています。

1. 博士前期課程における学修の成果を基礎として、多様化しかつ高度に発展した現代社会における高度専門職業人や自立した研究者の養成に対応できるように、「研究倫理」や研究の方法論（「リーガル・リサーチ」や「方法論」科目群）、根底的な専門知識や最先端の専門知識（「特殊研究」科目群）を修得させること。
2. 専修する分野に3年間に亘る「演習」を設け、博士論文の作成に向けて、専修分野の教員（指導教員）が集中的かつきめ細かな指導を行うこと。そして、博士論文の作成を通じて、専修分野における自律的研究ができる能力を涵養するとともに、強い責任感と高い倫理性を具えた研究ができるように育てること。
3. 法学研究科・法学部内の教員研究会や全学的な催しとして行われる「院生サミット」等において

研究成果を発表する機会を与えるとともに、その際に専攻分野以外の教員が集团的に指導することによって、博士論文の作成を多角的に支援すること。

以上のカリキュラムポリシーとディプロマポリシーに学修成果として定めた資質・能力との連関は、別紙カリキュラムマップで示しています。

<アドミッションポリシー（入学者受入れ方針）>

本研究科の教育目的は、近畿大学の建学の精神である実学教育と人格の陶冶を踏まえて、法学及び政治学の分野において、その根底に横たわる重要問題や最先端の内容を教授・研究し、学生に修士（法学）や博士（法学）にふさわしい幅広い基盤的な専門知識・考え方を修得させるとともに、専攻する各研究分野における応用力を身につけさせ、国際社会、国家または地域社会の発展に向けて、実際に指導的な役割を果たし得る多種多様な専門家を養成することにあります。したがって、具体的には以下のような人の入学を希望します。

博士前期課程

1. 現代社会における諸問題を解決するため、法学・政治学の観点からさらに研究を深めようとする人。
2. 法学・政治学に関連する資格を取得し、それを通じて有意義な社会活動に取り組もうとする人。
3. 法学・政治学についてさらに研究を深め、社会人としての活動にその研究において培った能力を生かそうとする人。

本研究科の入学選考では上記の人材を選抜するために、学内推薦入学選考（7月）、学内入学選考（9月、2月）、一般入学選考（9月、2月）及び社会人入学選考（9月、2月）を実施し、入学者各自の適性及び経験に応じた入学選考を選択できるようにし、選考にあたっては筆記試験・口頭試問等を行い総合的に判断しています。

博士後期課程

1. 法学・政治学の各専攻分野において自立した研究者として独創的な研究を行おうと意欲する人。
2. 国内・国外の多様な方面で、法学・政治学に関する高度な専門性が求められる分野で活躍しようとする人。
3. 法学・政治学の専門性を踏まえて、高度に複雑な現代社会における問題を発見し、その解決案を提示して、その成果を社会人としての活動に活かそうとする人。

本研究科の入学選考では上記の人材を選抜するために、一般入学選考（2月）及び社会人入学選考（2月）を実施し、入学者各自の専門的学識・修士論文等に加えて適性及び経験に応じた入学選考を選択できるようにし、選考にあたっては筆記試験・口頭試問等を行い総合的に判断しています。

I 大学院の学習について

1. 履修方法・授業科目・担当教員・主要講義項目・研究内容

(1) 法学研究科 法律学専攻 博士前期課程

《履修方法》

1. 原則として2年以上在学し、選択必修の授業科目の中から選定した1科目につき講義A・Bの4単位、演習A・Bの4単位（これをその学生の専修科目とし、この担当者を指導教員とする。）及び研究倫理1単位を必修とし、さらに専修科目以外の授業科目の中から講義 24 単位以上（研究倫理1単位を含む）、合計32単位以上を修得しなければならない。
2. 指導教員が必要と認めたとき、学生は所定の単位数以外にその指示する授業科目（講義）をも履修しなければならない。
3. 指導教員がとくに必要と認めたとき、本学大学院他研究科・専攻の授業科目（講義）を8単位まで履修させることができ、その修得単位は、4単位を限度として第1項に定める専修科目以外の授業科目の単位数に充当することができる。

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択必修	選択
民法特論 I A		2	
民法特論 I B		2	
民法特論 II A		2	
民法特論 II B		2	
民法特論 III A		2	
民法特論 III B		2	
民法特論 IV A		2	
民法特論 IV B		2	
商法特論 I A		2	
商法特論 I B		2	
商法特論 II A		2	
商法特論 II B		2	
商法特論 III A		2	
商法特論 III B		2	
知的財産法特論 A		2	
知的財産法特論 B		2	
民事訴訟法特論 A		2	
民事訴訟法特論 B		2	
憲法特論 I A		2	
憲法特論 I B		2	
憲法特論 II A		2	
憲法特論 II B		2	

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択必修	選択
行政法特論 A		2	
行政法特論 B		2	
租税法特論 A		2	
租税法特論 B		2	
刑事法特論 I A		2	
刑事法特論 I B		2	
刑事法特論 II A		2	
刑事法特論 II B		2	
刑事手続法特論 A		2	
刑事手続法特論 B		2	
社会保障法特論 A		2	
社会保障法特論 B		2	
産業保健法特論 A		2	
産業保健法特論 B		2	
国際私法特論 A		2	
国際私法特論 B		2	
英米法特論 A		2	
英米法特論 B		2	
政治学特論 A		2	
政治学特論 B		2	
行政学特論 A		2	
行政学特論 B		2	

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択 必修	選択
国際政治学特論 A		2	
国際政治学特論 B		2	
公共政策特論 A		2	
公共政策特論 B		2	
政治史特論 A			2
政治史特論 B			2
外国法文化特論（英語） A			2
外国法文化特論（英語） B			2
外国法文化特論（独語） A			2
外国法文化特論（独語） B			2
外国文献研究（アメリカ法）			2
外国文献研究（イギリス法）			2
外国文献研究（ドイツ法）			2
外国文献研究（フランス法）			2
法人税法研究			2
所得税法研究			2
相続税法研究			2
消費税法研究			2

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択 必修	選択
不動産登記法研究			2
商業登記法研究			2
特別講義 I			2
特別講義 II			2
特別講義 III			2
特別講義 IV			2
公法の基礎			2
民事法の基礎			2
刑事法の基礎			2
研究倫理	1		
リーガル・リサーチ			1
法解釈学方法論			2
法史学方法論			2
比較法学方法論			2
法学・政治学の哲学的基礎			2
政治学方法論			2
演習 A	2		
演習 B	2		

《授業科目・担当教員・主要講義項目》

法学研究科 法律学専攻

「博士前期課程授業計画」を参照してください。

※ 近畿大学ホームページのシラバス検索（授業計画）にて参照できます。

<https://www.kindai.ac.jp/for-students/syllabus/>

(2) 法学研究科 法律学専攻 博士後期課程

《履修方法》

1. 原則として3年以上在学し、選択必修の授業科目の中から選定した1科目につき講義A・Bの4単位、演習I A・I B・II A・II B・III A・III Bの12単位（これをその学生の専修科目とし、この担当者を指導教員とする。）及び研究倫理1単位を必修とし、さらに専修科目以外の授業科目の中から講義4単位以上（研究倫理1単位必修を含む）、合計20単位以上を修得し、指導教員による研究指導を受けなければならない。
2. 指導教員が必要と認めるとき、学生は所定の単位数以外にその指示する授業科目（講義）をも履修しなければならない。

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択必修	選択
民法特殊研究 I A		2	
民法特殊研究 I B		2	
民法特殊研究 II A		2	
民法特殊研究 II B		2	
民法特殊研究 III A		2	
民法特殊研究 III B		2	
民法特殊研究 IV A		2	
民法特殊研究 IV B		2	
商法特殊研究 I A		2	
商法特殊研究 I B		2	
商法特殊研究 II A		2	
商法特殊研究 II B		2	
商法特殊研究 III A		2	
商法特殊研究 III B		2	
知的財産法特殊研究 A		2	
知的財産法特殊研究 B		2	
民事訴訟法特殊研究 A		2	
民事訴訟法特殊研究 B		2	
憲法特殊研究 I A		2	
憲法特殊研究 I B		2	
憲法特殊研究 II A		2	
憲法特殊研究 II B		2	
行政法特殊研究 A		2	

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択必修	選択
行政法特殊研究 B		2	
租税法特殊研究 A		2	
租税法特殊研究 B		2	
刑事法特殊研究 I A		2	
刑事法特殊研究 I B		2	
刑事法特殊研究 II A		2	
刑事法特殊研究 II B		2	
刑事手続法特殊研究 A		2	
刑事手続法特殊研究 B		2	
社会保障法特殊研究 A		2	
社会保障法特殊研究 B		2	
産業保健法特殊研究 A		2	
産業保健法特殊研究 B		2	
国際私法特殊研究 A		2	
国際私法特殊研究 B		2	
英米法特殊研究 A		2	
英米法特殊研究 B		2	
政治学特殊研究 A		2	
政治学特殊研究 B		2	
行政学特殊研究 A		2	
行政学特殊研究 B		2	
公共政策特殊研究 A		2	
公共政策特殊研究 B		2	

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択 必修	選択
研究倫理	1		
リーガル・リサーチ			1
法解釈学方法論			2
法史学方法論			2
比較法学方法論			2
政治学方法論			2
特別講義 I			2
特別講義 II			2
大学の授業設計と実践方法			2
ジョブ型研究インターンシップ			2

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択 必修	選択
コミュニケーションスキル演習			1
実学コラボレーション演習			2
博士リテラシー			2
演習 I A	2		
演習 I B	2		
演習 II A	2		
演習 II B	2		
演習 III A	2		
演習 III B	2		

《授業科目・担当教員・主要講義項目》

法学研究科 法律学専攻

「博士後期課程授業計画」を参照してください。

※ 近畿大学ホームページのシラバス検索（授業計画）にて参照できます。

<https://www.kindai.ac.jp/for-students/syllabus/>

2. 学位取得・課程修了に至るまでの指導の方法について

法学や政治学に関する専門的な知識や考え方を涵養するために、法学および政治学に関する基幹的な授業科目を選択必修科目として配置しています。そして、各学生が個別の研究テーマに対応する授業科目やそれに関連する他分野の授業科目を履修することで、専門的な能力のほかにも裾野の広い学識と一般的な教養を獲得できるようにしています。

研究指導については、以下のような研究指導計画に基づいて、各学生の専修科目を担当する指導教員が中心になって、個別の研究テーマに関する学位論文の指導のほか、各学生が履修すべき専門的な授業科目や他分野の授業科目、さらには研究テーマに関連する他専攻の授業科目の履修について指導します。

博士前期課程研究指導計画

【1年次】

- (1) 年度初めのガイダンスにおいて、研究科長等は、大学院における研究のあり方、カリキュラムや研究指導の方法、ならびに修士論文の作成方法および審査基準等について説明をする。
- (2) 指導教員は、学生の研究テーマを確認し、これについての研究を深めさせるとともに、総合的な研究が可能となるように、当該テーマと関連する授業科目の履修について助言をし、履修科目の届出に対して承認を与える。
- (3) 指導教員は、学生の研究の進捗状況に応じて、修士論文のテーマの選定についての指導を適宜に行い、遅くとも年内を目途にそのテーマを決定させる。
- (4) 指導教員は、確定した修士論文のテーマに基づき、修士論文の作成を指導する体制を整える。その際、場合によれば関連科目の担当教員の助言または指導を受けることができるように配慮する。

【2年次】

- (1) 指導教員は、学生の1年次の成績など学修の成果を確認し、2年次の授業科目の履修について助言をし、履修科目の届出に対して承認を与える。
- (2) 確定した修士論文のテーマに関して、指導教員は、具体的な「研究指導計画書」の提出を求め、個別具体的な指導の徹底を図る。
- (3) 授業科目である「演習」または他の教員も参加する「中間報告会」等において、修士論文の中間報告をさせ、指導教員は、修士論文の内容について指導をするとともに、論文作成の進捗状況を確認する。
- (4) 修士論文の提出までに、指導教員は、場合によれば関連科目の担当教員とともに、修士論文の内容について最終的な指導をする。
- (5) 修士論文提出後、修士論文に関する口頭試問を行い、大学院法学研究科委員会にてその合否を決定する。

博士後期課程研究指導計画

【1年次】

- (1) 年度初めのガイダンスにおいて、研究科長等は、カリキュラムや研究指導の方法、ならびに博士論文の作成方法および審査基準等について説明をする。
- (2) 指導教員は、学生が作成した「研究指導計画書」に基づき、その研究テーマが適切であるか、その研究計画が3年間で博士論文の作成を無理なく可能とするものであるかなどについて指導をする。
- (3) 指導教員は、研究テーマと関連する授業科目の履修について助言を与える。
- (4) 指導教員または他の研究科担当教員（以下、指導教員等という。）は、研究者としての自立を促すことや最先端の研究活動に参画することを目的に、研究テーマに関連する学会への入会について助言をする。

【2年次～3年次】

- (1) 指導教員は、学生から研究の進捗状況について適宜に報告させ、研究内容や方法論上の課題や問題点について助言をし、かつ博士論文提出までの研究計画について修正を促す。
- (2) 指導教員等は、学生の研究の進捗状況に応じて、その研究成果の一部を、学内の教員研究会や学外の学会または研究会で報告をすることや、学内の紀要や学会誌等に掲載することについて、その助言と指導をする。

また、大学院法学研究科博士後期課程修了後にも研究の継続を可能にする状況を確保するために、日本学術振興会特別研究員の申請などの助言をする。

- (3) 3年次において、指導教員だけでなく他の教員も参加する「中間報告会」または学内の教員研究会において、博士論文の中間報告をする。
- (4) 博士論文の提出に際して、指導教員等は、博士論文の内容について最終的な指導をする。
- (5) 博士論文提出後、博士論文に関する口頭試問を行い、大学院法学研究科委員会にてその可否を決定する。

3. 授業時間について

授業は年間を通じて午前9時から午後6時15分までの間に授業時間表により90分単位で行われます。ただし演習・研究実験については時間表以外に行われることもあります。

4. 履修登録について

- (1) 所属の研究科専攻に開設されている科目の履修の選定にあたっては、指導教員の指示を受けなければなりません。(学則第11条)
- (2) 定められた履修登録期間内に所定の履修登録手続きを行ってください。

5. 履修科目の単位認定について

履修科目の単位認定は、試験によって各担当者が行います。試験は前期末または学年末に実施されます。ただし科目または担当者によっては研究報告または平常の成果をもって試験に代えることもあります。(学則第15条)

6. 成績について

成績は100点満点で60点以上を合格とし、所定の単位が与えられます。合格点を得た科目を再度受験することは許されません。成績の評価は、優(100点～80点)、良(79点～70点)、可(69点～60点)、不可(59点以下)となっています。(学則第16条)

7. 課程の修了について

- (1) 博士前期課程において2年以上在学し、法学研究科において定められた単位数(学位規程別表1参照)を修得した者または論文審査終了までに取得する見込のある者で、かつ外国語の学力等に関する検定に合格した者に対しては、修士論文の提出資格が与えられ、提出した論文の審査および最終試験に合格すれば、修士の学位が授与され、「博士前期課程修了」ということとなります。
ただし、上記の場合において、当該博士課程の前期課程または修士課程の目的に応じ、適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができます。(学則第17条、学位規程第4条、第9条、第10条、第11条、第13条)
- (2) 博士後期課程において3年以上在学し、法学研究科において定められた単位数(学位規程別表1参照)を修得した者または論文審査終了までに修得する見込のある者で、かつ外国語の学力等に関する検定に合格した者に対しては、課程修了による博士論文の提出資格が与えられ、提出した論文の審査および最終試験に合格すれば、課程修了による博士の学位が授与され、「博士後期課程修了」ということとなります。(学則第17条、学位規程第4条、第16条、第17条、第20条)

(注) 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得しただけでは修了とはならず、「博士後期課程の所定の単位を修得し退学」、いわゆる「満期退学」ということになり、単位修得証明書が交付されます。(学則第17条)

Ⅱ 博士前期課程より博士後期課程に進む場合について

博士前期課程より博士後期課程に進む場合は、学位規程別表 1 に記載された修士論文提出に必要な単位数を修得し、進学試験に合格しなければなりません。

本学においては、博士前期課程に 2 年以上在学し、所定の単位数を修得した者に対しては修士論文の提出を求め、修士として前期課程を修了するように指導している関係で、博士後期課程に進む者は必ず修士の学位をもっているということになります。この場合は、博士後期課程の進学試験に合格しなければなりません。(学則第 36 条、第 37 条)

Ⅲ 学籍関係の概略

1. 学籍番号

入学手を完了した者に対しては学籍番号が決められ、学生証に記載されます。この番号は学生として登録されたことを表し、受験または各種証明書交付願等の場合、必ず研究科、専攻、氏名と共に、この学籍番号を記入しなければなりません。

2. 身上異動届について

本籍、現住所、姓名等で身上に変更事項のあった場合は、速やかに届け出る必要があります。また、学生証は本学の学生であることを証明するものです。各種証明書の交付や試験を受ける際などに提示が必要となりますので、常に携帯してください。

3. 退学・休学・再入学・除籍・復学について

- (1) 病気その他やむを得ない理由で退学する場合、または休学する場合は、学生証を添付して各学部学生センターに届け出なければなりません。(所定の用紙は各学部学生センターで交付)(学則第 39 条・第 40 条・第 41 条)
- (2) 退学した者が、再び学業を続けようとする場合は、各学部学生センターに出願して研究科委員会の議を経れば再入学が許可されます。ただし、退学の日より長期にわたる場合は試験を実施し、その上で許可する場合があります。また学年の始めでない限り許可されません。(詳細は各学部学生センターに照会)(学則第 42 条)
- (3) 学費を期限までに納入しない場合は、学則の定めるところにより除籍され、学生の身分を失うことになります。(学則第 41 条の 2、第 46 条)
- (4) 復学する場合は、所定の「復学願」を各学部学生センターに提出しなければなりません。病気を理由として休学した場合は、診断書の提出が必要です。(所定の用紙は各学部学生センターで交付)

Ⅳ 学位論文の作成について

1. 修士・博士の論文および論文内容の要旨は各研究科によって様式が定められていますから、指導教員の指示を受け様式に従って作成しなければ受理できません。
2. 修士または博士論文審査および最終試験受験申請書は、必要事項を記入のうえ、必要添付書類とともに定められた期日までに指導教員に提出しなければなりません。
3. 学位論文の審査の基準は、次に定めるとおりです。

法学研究科の学位論文審査基準

【修士論文】

1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 8 条(修士論文の審査)に従って、博士前期課程の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科修士課程・博士前期課程、さらに他大学大学院の修士課程・博士前期課程において指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として、修士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。ただし、論文審査において支障をきたす場合は、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保した上で、指導教員が主査になることが認められる。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第7条（修士論文の提出）の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第10条（修士論文合格基準）を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 問題設定の明確性・新規性
- (2) 先行研究（判例を含む）の網羅性・妥当性
- (3) 分析力と論述の論理的整合性
- (4) 結論の妥当性
- (5) 論文の体裁

4. 評価方法と判定

- (1) 全ての審査委員が、別表の修士論文評価基準表に基づいて各評価項目（各評価項目の比重割合：(1)20%、(2)20%、(3)20%、(4)20%、(5)20%）を、5～25点で評価する。
- (2) 当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第9条（最終試験）及び同規程第12条（合否の決定）に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が総合計点の60%以上の得点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、同規程第12条（合否の決定）に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、同規程第13条（学位の授与）に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、修士の学位を授与する。

【博士論文（課程修了）】

1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第15条（博士論文の審査）に従って、博士後期課程の指導教員の資格を有する者のうち3名以上をもって、そのうち1名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員（本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む）を副主査として加えることができる。

なお、原則として、博士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第14条（博士論文の提出）の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第17条（博士論文合格基準）を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 問題設定の新規性・独創性
- (2) 先行研究把握の適切性・評価の妥当性
- (3) 分析力および論述の論理的整合性
- (4) 結論の妥当性・貢献度

4. 評価方法と判定

- (1) 全ての審査委員が、別表の博士論文評価基準表に基づいて各評価項目（各評価項目の比重割合：(1)25%、(2)25%、(3)25%、(4)25%）を、4～20点で評価する。
- (2) 当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第16条（最終試験）及び同規程第19条（合否の決定）に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が総合計点の60%以上の得点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、同規程第19条（合否の決定）に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、同規程第20条（学位の授与）に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

【博士論文（論文提出）】

1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第15条（博士論文の審査）に従って、博士後期課程の指導教員の資格を有する者のうち3名以上をもって、そのうち1名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員（本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において指導教員の資格を有する者を含む）を副主査として加えることができる。

なお、原則として、博士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第22条（学位申請手続）の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第17条（博士論文合格基準）を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 問題設定の新規性・独創性
- (2) 先行研究把握の適切性・評価の妥当性
- (3) 分析力および論述の論理的整合性
- (4) 結論の妥当性・貢献度

4. 評価方法と判定

- (1) 全ての審査委員が、別表の博士論文評価基準表に基づいて各評価項目（各評価項目の比重割合：(1)25%、(2)25%、(3)25%、(4)25%）を、4～20点で評価する。
- (2) 当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第25条（学力の確認）及び同規程第27条（博士論文の審査方法）に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が総合計点の60%以上の得点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、同規程第27条（博士論文の審査方法）に則って、学位論文の審査と最終試験の可否を決定する。続いて、同規程第21条（論文提出による学位の授与）に従って、研究科委員会は、可否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の可否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

別表

[修士論文評価基準表]

評価項目/点数	5点	4点	3点	2点	1点
(1) 問題設定の明確性・新規性	問題設定は明確で検証可能性が高いだけでなく、新規性も確認できる。	問題設定は明確で検証可能性も高いが、新規性に欠ける。	問題設定はある程度明確で検証可能性もあるが、当該論文において十分な検証が可能とはいえない。	問題設定はある程度明確だが、当該論文において検証できない内容とはいえない。	問題設定が不明瞭であり、当該論文によって何を明らかにしたいかが判然としない。
(2) 先行研究(判例を含む)の網羅性・妥当性	国内の先行研究を把握し、それを適切に整理して正確に説明できているだけでなく、国外の先行研究についても把握している。	国外の先行研究については十分にフォローできていないが、国内の先行研究は把握できている、それを適切に整理し正確に説明できている。	国外の先行研究についてフォローできておらず、国内の先行研究は一定程度把握できているものの、その整理が不十分である。	国外の先行研究についてフォローできておらず、国内の先行研究の把握も不十分である。	国内外の先行研究の把握がほとんどできていない。
(3) 分析力と論述の論理的整合性	資料等の分析と、分析結果に対する適切な解釈がなされており、論理的な整合性をもった議論展開ができています。	資料等の分析は十分になされており、分析結果の解釈も適切であるが、議論の論理的展開にやや難がある。	概ね資料等の分析はなされているが、分析結果と論述内容に齟齬が生じている。	資料等の分析はなされているが不十分であり、論理的整合性をもった論述もなされていない。	資料等の分析も、論理的整合性をもった論述も、ほとんどなされていない。
(4) 結論の妥当性	結論の示唆する内容も、問題設定と結論との関係も、明確に記され、説得力をもった論述がなされており、またその主張には新規性が認められる。	結論の示唆する内容も、問題設定と結論との関係も、明確に記され、結論の説得力も十分にあるが、新規性に欠ける。	結論の示唆する内容も、問題設定と結論との関係も、ある程度明確に記されているが、結論の説得力に欠けることがある。	結論の示唆する内容はある程度明確だが、問題設定と結論との関係がやや不明瞭である。	結論の示唆する内容も、問題設定と結論との関係も不明瞭である。
(5) 論文の体裁	論文の構成、文章表現等および文献の引用方法等において、論文としての体裁は十分に適切である。	論文の構成、文章表現等および文献の引用方法等において、論文としての体裁はおおむね適切である。	論文の構成、文章表現等、文献の引用方法等のいずれかにおいて問題があり、論文の体裁は適切とはいえない。	論文の構成、文章表現等および文献の引用方法等において、論文としての体裁は適切とはいえない。	論文の構成、文章表現等および文献の引用方法等において、論文としての体裁をなしていない。

[博士論文評価基準表]

博士論文としての適切な体裁が整えられており、公正な研究であることを前提として、次の4項目について評価する。

評価項目/点数	5点	3点	1点
(1) 問題設定の新規性・独創性	問題設定は明確で検証可能性が高く新規性・独創性とともに認められ、学界における学説動向に影響を与え得るものである。	問題設定は明確で検証可能性が高いだけでなく、新規性も認められる。	問題設定はある程度明確になっており検証可能性もあるが、研究の意義を十分に説明できていない。
(2) 先行研究把握の適切性・評価の妥当性	国内外の先行研究について、網羅的に把握し適切に整理した上で正確に説明・評価できており、それらを国際的な学説動向の中に位置づけることもできている。	国内の先行研究は網羅的に把握し適切に整理した上で正確に説明・評価できており、国外の先行研究についても一定程度把握できている。	国内の先行研究は一定程度把握できているに留まり、国外の先行研究についてのフォローも不十分である。
(3) 分析力および論述の論理的整合性	資料等の分析結果に対する適切な解釈がなされており、問題設定から分析そしてその帰結に至るまで論理的な整合性をもった議論展開がなされ、学界における学説動向に当研究の成果を位置づけることができる。	資料等の分析結果に対する適切な解釈がなされており、問題設定から分析そしてその帰結に至るまで論理的な整合性をもった議論展開ができています。	適切な方法論に基づいて概ね資料等の分析はなされているが、分析結果と論述内容に齟齬が生じている。
(4) 結論の妥当性・貢献度	問題設定と結論との関係が明確に記され、結論の示唆する内容の説得力は十分にあり、学術的価値が認められるとともに、学界における学説動向への影響も期待できる。	問題設定と結論との関係が明確に記され、結論の示唆する内容の説得力は十分にある。	結論の示唆する内容はある程度明確だが、問題設定と結論との関係がやや不明瞭である。

V 資格取得 教育職員免許状（中学校・高等学校専修）

中学校・高等学校教諭一種免許状をすでに取得しているものが、本学大学院博士前期課程(修士課程)を修了と同時に免許状の授与申請をすれば、中学校・高等学校教諭専修免許状を取得することができます。ただし、中学校教諭専修免許状を取得できるのは、総合理工学研究科・総合文化研究科・農学研究科・生物理工学研究科・システム工学研究科です。(学則第13・第14条)

VI 取得できる教育職員免許状の種類と履修方法（法学研究科博士前期課程）

高等学校教諭一種免許状（公民）の取得資格を有する者は専修免許状を取得することができます。
専修免許状の種類と取得のための授業科目、単位、履修方法は下記のとおりです。

教育職員免許状の種類：高専修免（公民）			
授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
民法特論ⅠA	2	租税法特論A	2
民法特論ⅠB	2	租税法特論B	2
民法特論ⅡA	2	刑事法特論ⅠA	2
民法特論ⅡB	2	刑事法特論ⅠB	2
民法特論ⅢA	2	刑事法特論ⅡA	2
民法特論ⅢB	2	刑事法特論ⅡB	2
民法特論ⅣA	2	刑事手続法特論A	2
民法特論ⅣB	2	刑事手続法特論B	2
商法特論ⅠA	2	社会保障法特論A	2
商法特論ⅠB	2	社会保障法特論B	2
商法特論ⅡA	2	産業保健法特論A	2
商法特論ⅡB	2	産業保健法特論B	2
商法特論ⅢA	2	国際私法特論A	2
商法特論ⅢB	2	国際私法特論B	2
知的財産法特論A	2	英米法特論A	2
知的財産法特論B	2	英米法特論B	2
民事訴訟法特論A	2	政治学特論A	2
民事訴訟法特論B	2	政治学特論B	2
憲法特論ⅠA	2	行政学特論A	2
憲法特論ⅠB	2	行政学特論B	2
憲法特論ⅡA	2	国際政治学特論A	2
憲法特論ⅡB	2	国際政治学特論B	2
行政法特論A	2	公共政策特論A	2
行政法特論B	2	公共政策特論B	2

※上記授業科目の中から24単位以上修得のこと。

VII 奨学金・教育ローンについて



詳細はこちら

経済的な理由で修学の道が閉ざされることがないように、様々な種類の奨学金・教育ローンがあります。奨学金の貸与を希望される方は、近畿大学HP(<https://www.kindai.ac.jp/campus-life/tuition-scholarships/>)を確認のうえ所定の期日に申し込んでください。

日本学生支援機構(JASSO)の奨学金は、国が実施する貸与型の奨学金制度です。

資格基準
《人物》
高度の研究能力を有し、経済的理由により、修学に困難があると認められる人。
《学力》
博士前期課程及び修士課程
大学等ならびに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要
な高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。
博士後期課程及び博士課程
大学等ならびに大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他
の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力を備えて活動することができるものと認められること。

収入所得の上限額の目安

	課 程	給与所得者の場合	給与所得者以外の場合
第一種 授業料後払い制度	修士課程 博士前期課程	299万円	197万円
	博士後期課程 医・薬学博士課程	340万円	223万円
	修士課程 博士前期課程	536万円	364万円
第二種	博士後期課程 医・薬学博士課程	718万円	503万円
	修士課程 博士前期課程	284万円	188万円
	博士後期課程 医・薬学博士課程	299万円	197万円
併用 [第一種・第二種 同時貸与]			

貸与期間 貸与期間は、採用時から各課程の最短修業の最後までとします。
申込期間 4月上旬
貸与月額 令和8年度採用者用

第一種 貸与 (無利子) 選択型	課 程	貸与月額
	修士課程 博士前期課程	50,000円 または 88,000円
博士後期課程 医・薬学博士課程	80,000円 または 122,000円	

第二種 貸与 (有利子) 選択型	希望する奨学金の月額を次の中から選べます。 50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円 (貸与途中で月額を変更することもできます)

授業料後払い制度の貸与額(一種併用不可)

奨学金の内訳	大学院の課程の区分
	修士課程相当
授業料支援金	私立: 最大 776,000円 (1年間の額。この額を「支援対象授業料」といい、学校が金額を決定します。)に、 保証料相当額を加えた額 ※申込者は支援対象授業料の額を選択することはできません。支援対象授業料の額は、 学校が課している授業料の状況(納付済みの授業料や授業料減免等)によって変動す ることがあります。
生活費奨学金	月額0円(利用しない)、2万円、4万円から選択

授業料後払い制度は、授業料に充てるために授業料が生じる時期に応じて貸与される「授業料支援金」と、生活費に充てるために毎月貸与される「生活費奨学金」で構成されています。なお、「生活費奨学金」のみの申込みはできません。

授業料後払い制度は、修士課程相当でのみ利用できます。そのため、一貫制博士課程の場合、前期課程でのみ利用できます。

○奨学金の貸与に当たっては、連帯保証人や保証人を選任する「人的保証制度」か、一定の保証料を支払い保証を受ける「機関保証制度」を選択しなければなりません。

○その他、家計急変世帯を対象とした、緊急採用・応急採用制度があります。
奨学金の詳細は次をご参照ください。
独立行政法人 日本学生支援機構ホームページ <https://www.iasso.go.jp/>

※「特に優れた業績による返還免除」制度について
大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。貸与終了年度の1月ごろに募集します。

1
日本学生支援機構
(定期採用)

<p>2 近畿大学奨学金 (貸与)</p>	<p>大学独自の貸与型奨学金で年額(一年分)を一括して貸与します。 貸与された奨学金は卒業後に返還します。</p> <p>申込資格 ・本学の定める家計基準を超えない人。 ・人物・学業ともに優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な人。</p> <p>貸与金額 年額 600,000円(無利息)</p> <p>貸与期間 申込年度限りです。(毎年申込可能)</p> <p>申込期間 4月上旬</p> <p>※採用手続時に連帯保証人2名が必要です。 ※その他、家計急変世帯を対象とした「応急奨学金」、災害に遭われた世帯を対象とした「災害特別 奨学金」があります。 奨学金の詳細は次をご参照ください。 近畿大学ホームページ https://www.kindai.ac.jp/campus-life/tuition-scholarships/</p> <p>交付時期 7月下旬(全キャンパス・一括振込)</p>
<p>3 世耕弘一奨学金 (給付)</p>	<p>大学独自の給付型奨学金で年額(一年分)を一括して給付します。 返還の義務はありません。</p> <p>申込資格 ・本学の定める家計基準を超えない人。 ・他の給付奨学金を受給していない者、もしくは特待生制度等で学費の減免制度の適用を受けていない者。</p> <p>給付金額 年額 300,000円(一括給付) 申込年度限りです。(毎年申込可能)</p> <p>申込時期 6月(全キャンパス) ※詳細は各キャンパスで配布する募集要項をご覧ください。</p> <p>給付時期 9月末(全キャンパス)</p>
<p>4 体民地の間方奨育公学英共金団・</p>	<p>地方公共団体・民間育英団体については、ホームページや奨学金専用掲示板で周知します。 募集期間は、おおむね2月～4月となっています。 これ以外に各都道府県が独自に募集を行う場合もあります。独自で募集を行っている奨学団体については各自が直接奨学団体等に問い合わせください。</p>
<p>5 その他の教育ローン</p>	<p>・提携ローン「オリコ学費サポートプラン」 近畿大学が株式会社オリエンコーポレーション(通称オリコ)とローン提携したもので、学費等をオリコが立替払いして大学に納付し、利用者はオリコに分割返済することで一時的な負担を軽減することができます。 ※オリコ学費サポートプランの詳細は次を参照 近畿大学ホームページ https://www.kindai.ac.jp/campus-life/tuition-scholarships/</p> <p>・国の教育ローン(日本政策金融公庫の教育ローン) 取扱い、ご相談は最寄りの日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協で受け付けています。 (利率:令和7年9月現在で年3.15%「交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円(所得132万円)以内の方 または子ども3人以上※の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方は上記利率の▲0.4%(国定金利) ※お申込みいただく方の世帯で扶養しているお子様の人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。</p>

法学研究科履修要項 2026

2026.4 印刷発行

発行者 近畿大学 大学院 法学研究科

編集 近畿大学 大学院 法学研究科

所在地 〒577-8502 東大阪市小若江 3-4-1

電話番号 (06)4307-3041



近畿大学
